

## 会 議 録

<b>会 議 録</b>		
<b>名 称</b>	平成30年度第1回中央区いじめ問題対策委員会	
<b>開催年月日</b>	平成30年6月1日(金) 午後4時30分～6時32分	
<b>開催場所</b>	中央区役所6階会議室	
<b>出席者</b>	<b>委員</b>	坂田 仰(委員長)、藤井智子、鈴木眞理、草川 功(職務代理者)、三宅美紀
	<b>区側出席者</b>	長嶋教育委員会事務局次長、吉野指導室長、村上統括指導主事、和田指導主事、下田教職員係長、渡邊教職員係主事
<b>配布資料</b>	<p>資料 1 中央区いじめ問題対策委員会委員名簿</p> <p>資料 2 中央区いじめ問題対策委員会事務局職員名簿</p> <p>資料 3 平成30年度第1回中央区いじめ問題対策委員会座席表</p> <p>資料 4 平成29年度第2回中央区いじめ問題対策委員会会議録</p> <p>資料 5 平成29年度第2回中央区いじめ問題対策委員会における検討事項に係る取組について</p> <p>資料 6 中央区におけるいじめの認知について</p> <p>資料 7 「中央区いじめ防止基本方針」の主な改定内容及び取組状況について</p> <p>資料 8 中央区いじめ防止基本方針新旧対照表</p> <p>資料 9 中央区いじめ総合対策(改訂版)(案)</p> <p>資料10 中央区いじめ総合対策(改訂版)(案)の概要 (参考資料)</p> <p>参考資料 いじめ総合対策【第2次】の概要(東京都、平成29年2月)</p>	
<b>議事の概要等</b>	<p>1 開 会</p> <p>2 教育委員会事務局次長あいさつ</p> <p>3 委員長あいさつ</p> <p>4 議 題</p> <p>(1) 平成29年度第2回中央区いじめ問題対策委員会における検討事項に係る取組について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア いじめの認知の考え方等について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 「中央区いじめ防止基本方針」の主な改定内容及び取組状況について</p> <p>(2) 中央区いじめ総合対策の改訂について</p> <p>(3) いじめ発生事例の対応について(ケーススタディ)</p> <p>5 閉 会</p>	
<b>審議の経過</b>	別紙のとおり	



平成30年6月1日開催  
中央区いじめ問題対策委員会  
審議の経過

## 1 開会

- 事務局より中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条に基づき、会議は原則公開し、議事録作成のために録音する旨を説明

## 2 教育委員会事務局次長あいさつ

- 教育委員会事務局次長から挨拶

## 3 委員長あいさつ

- 委員長から挨拶

## 4 議題

- (1) 平成29年度第2回中央区いじめ問題対策委員会における検討事項に係る取組について

ア いじめの認知の考え方等について

イ 「中央区いじめ防止基本方針」の主な改定内容及び取組状況について

- 事務局から資料1～8について説明

委員 いじめの認知件数について、多く挙げてしまうとよくないという意識があるのではないか。後で重大な事態になった場合、その時点で気づいていたということ明らかにするためにも、そうではないということを教員に認識させていく必要がある。

委員 いじめというふうに最終的に判断するかどうかは別として、調査の契機になるというところについては、どのような場合であっても、訴えが出たということ自体が調査の対象となるため、入口部分をあまり狭めないということを改めて確認し、広めていく必要がある。

委員 いじめの認知件数が0件だった学校に対する調査結果で挙げた取組内容を、現場の教員同士で情報共有できれば、いじめの認知の捉え方も定着してくるのではないか。

委員 児童・生徒への聞き取りに際し、押さえるべきポイント、必ずこの内容については質問するところを明らかにしていけると良い。特に若手教員について、経験が少ないため、そういった視点を取り入れると良い。

事務局 本区では、いじめを重大に捉え、管理職による聞き取りを行うという形をとっているところであるが、場合によっては、信頼関係ができていた担任の先生が聞き取るケースや前の担任の先生にお願いする場合もある。今後、誰がどのように聞き取りを行うかについても検討していく。

- 事務局 学校から報告が上がらない理由のひとつに、学校側が教育委員会に報告する際の事務負担が大きい点が挙げられたが、今回、いじめの第一報について、指導主事による電話での聞き取りで済ませるといふうに、学校側の事務負担を軽減した。その際、重大事案や深刻な状況の場合には再度の聞き取りや、学校から時系列で事実を記載した書類を提出してもらうというやり方に精査した。
- 委員 学校評価は件数が0件であることが、評価が高いのではなく、挙がってきた事案に対し、どのように取り組んだかが評価の項目になるということを改めて学校に認識させる必要がある。
- 委員 できるだけ事務作業の軽減を図りつつ、深刻ないじめを見逃さないようにするという状況を、教員に浸透させていくことが次の課題になる。

## (2) 中央区いじめ総合対策の改訂について

### ○ 事務局から資料9～10について説明

- 委員 9ページの早期対応①-2の、「その際、加害の児童・生徒の保護者には、学校に対して不信感を生じさせないように、事前に指導方針を丁寧に説明するなどして、十分に理解を得る」という一文について、これはどういう経緯で書かれたものか。
- 事務局 被害の児童・生徒のみならず、加害の児童・生徒の心身の状況や保護者のことも考える必要があり、いじめ行為そのものは、悪い行為であるが、その背景の部分も踏まえて対応していくという部分で、あえて加えた経緯がある。
- 委員 法律のたてつけからすると、加害の児童・生徒の保護者に対しては助言を行うのであって、支援ではないというのが、今回明確に法律に示されている。支援、指導、助言という言葉が、被害者側と加害者側で使い分けられているというのが法律の趣旨であり、この場合、法律の趣旨からすると、支援、指導、助言という言葉を使い分けた意味合いが薄れてしまう。
- 委員 あえて法律がそういうところを使い分けたという趣旨をぼけさせてしまうと、重大事態等が発生したときに批判を受けることにつながるため、慎重に検討する必要がある。
- 委員 この部分をどういうふうに定めたのかということと、読み手がどういうふうを受け取るかということを確認にしたほうが良い。
- 事務局 実際にいじめの加害の軽いものと、重いものという部分を使い分ける必要もあると考えるため、一度精査していきたい
- 委員 32ページの生活意識調査は、いつ、どういったときに使われるものなのか。
- 事務局 この調査用紙をそのまま活用するというものではなく、この調査用紙の中から学校で必要な内容を抜粋し、いじめのアンケートとは別で調査を実施する際の参考として載せている。

- 委員 これはいじめに限定されるのではなく、学校側で児童・生徒の状況を把握するための参考資料として載せているという理解でよいか。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員 いじめのアンケートについて、いじめということを前面に出して実施すると、児童・生徒が構えてしまい内容を書かないという場合もある。いじめのアンケートも大事だが、このような質問紙を活用した生活状況の調査等と組み合わせることで、より網の目が細くなる。
- 事務局 今回、本区の大きな課題として、いじめのアンケートからいじめが発見されなかったということがあったため、まずは、いじめのアンケート用紙の改訂に取り組んだ次第である。引き続き、いじめのアンケート以外の方法についても、検討していく。
- 委員 特に小学校低学年は、いじめという言葉の意味がわからない場合もあり、仲間外れになったとか具体的な事実を挙げたほうが理解しやすい。いじめのアンケートというタイトルをつけることがいいのかも含めて、いじめという言葉だけが強く出てしまうと、現実とずれてしまうような気もする。
- 委員 現場では触れ合いアンケートとか、いじめよりもう少しやわらかい言葉が使われることが多い。
- 委員 いじめの重大事態への対処について、国がいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを作成している。国からは、ガイドラインに基づいて重大事態へ対処することが示されているが、今回、中央区いじめ総合対策のなかには、そのことが触れられていない。不登校重大事態に係る調査の指針については、触れられているが、重大事態についてもガイドラインに基づいた調査を行うということを基本にすべきではないか。例えば、裁判例の傾向等を見ると、ガイドラインというものを重視しているかをどうかが出発点であり、ガイドラインを重視していないと、その時点で不利な状況となる。ガイドラインを重視していないこと自体が問題だという意識が強くなってきていることから、国もそれを示しているわけなので、そこをベースにすることを明確にする必要がある。
- 委員 学校いじめ問題対策委員会に第三者の立場の者が入ることが明確になっていないと、まず、はじめに学校で調査を行うということ自体がトラブルを招く可能性がある。学校いじめ対策委員会を母体として専門性のある人、第三者性のある者を追加し、公正中立であることを確保するという趣旨を明確にしておく必要がある。
- 委員 文部科学省からいじめに関連する方針や指針が、ここ数年でいくつか示されているので、それについては全て踏まえるということを前提に、中央区いじめ総合対策に示していく必要がある。
- 事務局 現在のところ中央区内の学校いじめ対策委員会の組織構成としては、外部の

スクールソーシャルワーカーや児童相談所等の関係機関の一部が、学校によってはメンバーとして構成されている状況である。しかしながら、内部の者だけで構成されている場合もあるため、引き続きその点についても国の動向を踏まえながら、検討していきたい。

委員 インターネットやスマートフォンを利用したいじめについて、最近はインスタグラム等による写真の問題が取り上げられている。文字情報だけではなく、動画、映像についての情報の取扱いということも含めて、中央区いじめ総合対策の中に示していく必要があるのではないか。

委員 専らインターネットやスマートフォンというツールのほうが強調されているが、その中のコンテンツや、その特性を踏まえて表現を追加していくべきである。

事務局 その点についてはどういった表現にするかを検討し、中央区いじめ総合対策に記載するという方向で検討していく。

### (3) いじめ発生事例の対応について（ケーススタディ）

- 委員長から個人情報保護の観点から、中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条第1項に基づき、会議を非公開で行いたい旨提案
- 異議なしのため非公開委員会開会

## 5 閉 会

- 委員長から閉会の宣言を行う。